

大阪市告示第1034号

次の施設について、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月29日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立こども文化センター	令和6年8月5日（月）	午前9時から午後5時まで

（こども青少年局企画部青少年課）